

まもるくん Flat 保証規程

本書(以下「本規程」といいます)は、表面に記載されたサービス登録機器(以下「登録機器」といいます)について、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社(以下「Dss」といいます)、ヤマト運輸株式会社(以下「YTC」といいます)及びSOMPOワランティ株式会社(以下「SWT」といいます)が提供する本保証(第1条に定義します)の内容を規定するものです。なお、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

1.(定 義)

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。なお、次で定義される用語のうち保証限度額(13)に定義します)は、消費税を含めた額とします。

1) 登録機器:サービス提供者が本保証を提供するPC等の機器で以下の条件とします。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとし、指定外の機器については本保証の対象としません。

① PC本体とディスプレイのセット販売又はPC本体と別売ディスプレイについて本保証に同時加入した場合は、ディスプレイを標準付属品とみなしてセットの登録機器とします。

② 前述のディスプレイの大きさは、30型以上であることを要します。

③ 登録機器の自然の消耗、腐食、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他の類似の事由。又はなまみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障又は損害。

2) 本保証:保証期間(8)に定義します)中で登録機器に自然故障(9)に定義します)又は物損(10)に定義します)が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障の修理(以下「修理保証」といいます)又は代替品(6)に定義します)への交換(以下「代替品の提供」といいます)を実施することをいいます。

3) お客様:本保証の提供を目的とする本規程に同意した者をいいます。

4) 保証書:本保証の加入確認をいいます。

5) 修理依頼書:登録機器が故障又は壊された場合、故障又は壊損の症状を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。

6) 代替品:サービス提供者が登録機器に同様性をもつて判断した商品をいいます。

7) メーカー:登録機器のメーカーが登録機器に対する保証延長期間はメーカーの定めに準じます。「2.(延長保証登録の手続き)」の1)の方法で登録いただくくまでメーカー保証の開始日と、メーカーで定めるメーカー保証の開始日が異なる場合、メーカーで定める開始日に保証情報を変更します。本保証の申込みは、メーカー保証期間内1年以上ある製品に限定します。

8) 保証期間:本保証をサービス提供者が実施する期間をいいます。

9) 自然故障:登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書きに従って通常に使用したものかわらず、登録機器に生じた故障であり、かつ、メーカーの保証規約にて保証の対象となる故障(以下「メーカー責任故障」といいます)のうち、「1.(保証の対象とならない場合)」に該当しない故障をいいます。サービス提供者は、修理委託先(サービス提供者と合意・製品ごとにサービス提供者がその裁量で選定するものとします)、以下同じ)によるメーカー責任故障該当性の診断及び「1.(保証の対象とならない場合)」の規定に基づき自然故障該当性を判断するものとします。

10) 物損:破損、火災、水濡れ、火災、落雷等の偶然の事故により登録機器に生じた故障をいいます。サービス提供者は、「1.(保証の対象とならない場合)」の規定に基づき物損該当性を判断するものとします。

11) 全般:自然故障(物損)の見積修理代金(12)に定義します)が保証限度額(13)に定義します)を超過する故障をいいます。

12) 見積修理代金:お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定のうえお客様に提示する金額をいいます。

13) 保証限度額:保証実施時において修理費用の限度額をいい、保証上限額が保証限度額となります。

14) 保証上限額:保証書の保証上限額に記載した金額をいいます。但し、物損の保証が履行された場合には、物損の修理保証にかかって累積費用を保証上限額から差し引いた金額が保証限度額となります。

15) 引取修理:登録機器が故障又は壊れた場合に、サービス提供者の指示で決めてできるところとします。

16) 出張修理:登録機器が故障又は壊れた場合に、修理委託先が登録機器を設置する場所に訪問し、修理を行うことをいい、登録機器ごとにサービス提供者の同意で決定できるものとします。

2.(延長保証登録の手続き)

1) 本保証を利用いたくには、延長保証登録申請書方法に従い、本保証購入日から30日以内に保証情報を登録してください。サービス提供者が内部確認後、本保証を利用出来る「ユーザー」として登録のうえ、お客様に書面若しくは電磁的方法で「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付もって、サービス提供者がお客様に対し本保証を提供することとします。

2) 保証情報の登録をサービス提供者にて一括で行う場合、保証情報及びユーザー同意書の提出が必要になります。

3) サービス提供者は、保証情報登録の内容が以下に該当する場合、「ユーザー」としての登録を承諾しない場合がございます。この場合、サービス提供者は保証情報登録がされたことを確認してから30日以内にサービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。

① お客様が存在しない、あるいは偽名を登録している場合。

② お客様の申込事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあった場合。

4) 本保証購入日から30日以内に、本条(1)項で定める保証情報登録の内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用いただけない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払いいただいた代金を返金いたしません。

3.(保証内容)

1) 保証期間は、自然故障の場合はメーカー保証の終了日の翌日、物損の場合はメーカー保証の開始日から起算して、保証書に記載された保証終了までの期間とします。

2) 保証期間内に登録機器に「自然故障」若しくは「物損」が生じた場合は、本規程末尾記載の「お客様窓口」に連絡いただき、サービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の場合であれば、保証期間内当該故障を無償で修理いたします。依頼の際、記録媒体、メーカー認定外の部品及び付加物は、事前に登録機器から取り外し、登録機器を保証書と修理依頼書と共にサービス提供者に修理を依頼する旨を記載ください。登録機器にこれが記載又は付加された状態で引き渡された場合には、サービス提供者はこれらの記録媒体、部品及び付加物には一切責任を負いません。

3) 登録機器が、引取修理対象製品の場合、往復の送料は本保証料に含まれます。また、登録機器が出張修理対象製品の場合、出張費用は本保証に含まれれます。

4) 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担いただける場合は修理を承りますが、この場合には当該修理をもって本保証を終了となります代替品の提供はありません。

5) 本保証の範囲は本条で定める通りであり、登録機器に対する本保証に関連しないサービスの提供やサポート代行サービスではありません。修理依頼の際に生じるお問い合わせの内容によっては、お客様自分でメーカー等へ直接問い合わせをさせていただく必要があります。

4.(受付時間)

サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の10時から19時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5.(修理依頼)

1) 本保証に基づき自然故障又は物損の修理を依頼される場合は、「3.(保証内容)」の2)所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。

2) 登録機器に「火災」による損害が発生した場合には、被害発生場所の管轄の消防署に連絡いただき、「罹災証明書」を受領してください。

3) 前項の罹災証明書は、修理の受付時に確認いたします。確認が出来ない場合には、本保証の提供が出来かねますので、ご了承ください。

4) サービス提供者は、自己的費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、又は一部を第三者に委託することが出来るものとし、お客様はこれを認め承諾するものとします。

5) メーカー保証期間内に登録機器が発生した「ユーザーと保証の対象となる故障等」は、「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行うことができます。この場合、登録機器の往復送料はサービス提供者の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件で対象となる故障等は、サービス提供者が経緯した場合でも、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6.(データ)

1) 修理に際しては、お預かりする登録機器の取り扱いや登録機器にかかる記憶装置のデータ(暗号資産等)に関するデータを含みます。以下同じ)の管理に細心の注意を払いますが、万一の事故に備えて、お客様ご自身でバックアップを実施してください。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、登録機器にかかる記憶装置のデータのうちお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラムについては、お客様ご自身で削除してください。

2) サービス提供者は必ずと判断した場合に登録機器にかかる記憶装置のお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラム(以下、総称して「データ等」という)の消去を行なうことは、お客様には事前にご同意いただいているものとし、無論異議を述べないものとします。なお、自然故障の原因及び修理の方法にかかわらず、記憶装置のデータ等の消去、損傷、損傷等に関するお客様の損害につきサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

3) お客様はお客様固有的データ等を削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

7.(代替品の提供)

登録機器に「自然故障」又は物損が発生し、かつ修理依頼先により全損の認定がなされた場合には、代替品の提供により、修理保証に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も同じとします。但し、保証限度額の範囲で、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入額の一部の負担をいたします。お客様に負担した金額は、代替品の購入価格と保証限度額の差額となります。また、代替品提供の際にお振り込みいただく場合の振込手数料等については、お客様の負担となります。その場合、サービス提供者は、所定の条件で、修理依頼のあった登録機器をお客様に返却いたしますがお客様の受領拒否などやむを得ない事情がある場合に限りサービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

8.(代替品への保証について)

1) 前条に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されません。

2) 代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に機種又は品名、品番その他の指定を行うことは出来ないものとします。

3) 前条に基づき代替品の提供により、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合であっても、登録機器の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、引取修理対象製品の修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができます。

9.(失 効)

次の場合、本保証は失効するものとします。

1) 保証期間が終了した場合。

2) 「[7.(代替品の提供)]」に基づき代替品が提供された場合。

3) お客様が保証期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与、又は譲渡したとき。

4) メーカーの倒産、事業撤退、修理品の供給停止上、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行うことは出来ないものとします。

5) メーカーとの間で、同一水準・同一条件で修理を行う者が存在する場合を除きます)、サービス提供者が代替品を提供したとき(代替品の提供については第7条の定めを準用します)。

10.(通 知)

登録機器の初期不良等の理由により、交換品(新品のものとします)。以下同じ)がメーカー又は販売店から提供された場合は、「お客様窓口」まで連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。当該通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意ください。また、交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

11.(保証の対象とならない場合)

直接、間接に関わらず、以下の内容については本保証の対象外とします。なお以下の内容に該当するか否かはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。

1) 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内戦、武装反乱その他の類似の事態又は暴力による登録機器に生じた故障又は損害。

2) 地震・台風・噴火・津波・水害その他の自然災害、又はガス爆・塩害・公害等により登録機器に生じた故障又は損害。

3) 登録機器の自然の消耗、腐食、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他の類似の事由。又はなまみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障又は損害。

4) 「1.(定義)」の1)に基づき登録機器を除く、登録機器のオプション製品・部品、ソフトウェア・ケーブル類・マウス・タッチペン等の付属品、アクセサリー・購入後追加された部品(拡張カード・基板モーラ等)及びバッテリー・電池、ねじ類、電球類等の消耗品、その他特にサービス提供者が定めた外の取扱い部品(消耗品)による故障又は損害。

5) 登録機器のバッテリーが充電済みである場合に起因する故障又は損害。

6) 登録機器が格子されたトウワームのバグ、コンピュータウイルス等による故障又は損害。

7) 登録機器の表の裏蓋を開けたままでは不正なインストールや設定による故障又は損害。

8) お客様の登録機器の不適な使用又は不適切な維持、管理若しには故意・重過失による故障又は損害。

9) 核燃料物質(使用済み燃料を含み)を含む、製品ごとにサービス提供者がその裁量で選定するもの(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発等その他の特性に基づく事例による故障又は損害。

10) 地震又は火災等の下限以下で発生する故障又は損害。

11) 登録機器の故障又は損害に起因して他の接続機器(ソリューションを含みます)に生じた故障又は損害。

12) 登録機器の使用上支障のない外観のキズ、汚れ、症状の出ない不良等。

13) 登録機器が改修されたとサービス提供者が判断した場合。

14) 登録機器の表の裏蓋を開けたままではフォーカスの劣化、ビックル抜け、蛍光灯の焼き付け等。

15) 登録機器を日本国外に持ち出された場合に、雁巣の修理保証依頼。

16) 登録機器の表の裏蓋を開けたままでは故障又は損害。

17) 登録機器の蓋の剥離又は横幅による故障又は損害。

18) お客様が本保証以外で修理を行った場合。

19) 登録機器以外の製品(シリアル番号が異なる等)に生じた故障又は損害。

20) 修理の際、保証書の提出が義務づけない場合。

21) 保証書に必要事項の記載がない場合、あるいは字書きを書き換えたか、書き加えられたか、書きえられた場合。

22) 物損での「火災」による損害である場合に、罹災証明の確認出来ない場合。

23) 登録機器の修理の際、登録機器の修理の際に付与される修理保証書以外の他の修理保証依頼。

24) 登録機器の修理の際、登録機器の修理の際に付与される修理保証書以外の他の修理又は修理依頼。

25) 登録機器の修理の際、登録機器の修理の際に付与される修理保証書以外の他の修理又は修理依頼。

26) メーカーが登録機器のゴム封緘を行った後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。

27) 登録機器の修理の際、登録機器の修理の際に付与される修理保証書以外の他の修理又は修理依頼。

28) 登録機器の修理の際、登録機器の修理の際に付与される修理保証書以外の他の修理又は修理依頼。

12.(お客様負担費用について)

以下の事項にいて発生した費用についてはお客様のご負担となります。

1) 登録機器の修理に際してお客様がサービス提供者よりご指摘いただいた障害等の現象が再現しない場合の費用及び予防修理等の費用。

2) 登録機器が修理対象製品の場合は、お客様が修理対象製品の修理にかかる費用(標準付属品を含みます)及び登録機器の標準付属品を合わせたものの費用(4)に記載の修理費用等。

3) 登録機器が修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、修理保証に要する交通費、宿泊費、送料(往復料)等。

4) 登録機器が修理対象製品の場合における、登録機器の着脱費用(梱包費用等を含みます)。

5) 登録機器が修理対象製品の場合における、登録機器の修理にかかる費用(標準付属品を含みます)及び登録機器の標準付属品を含むたものを含む費用(4)に記載の修理費用等。

6) 登録機器が修理対象製品の場合における、登録機器の修理にかかる費用(標準付属品を含みます)及び登録機器の標準付属品を含むたものを含む費用(4)に不足があることにより、別途送付が必要となる費用。

7) 本保証利用時にお客様がご指摘するご用意となる修理費用その他の費用。

8) 登録機器の修理において、サービス提供者が別途手数料(標準付属品を含みます)及び登録機器の標準付属品を含むたものを含む費用。

9) 修理保証を行際に、お客様が修理が完了するまでの間の費用(標準付属品を含みます)及び登録機器の修理費用(標準付属品を含みます)。

10) 第3条に定めるところにより、お客様が修理によりお客様がご希望の場所に、サービス提供者へ差額分をお振り込みいたくの振込手数料等。

11) 第3条に定めるところにより、お客様が修理によりお客様がご希望の場所に、サービス提供者へ差額分をお振り込みいたくの振込手数料等。

12) お客様のご都合により修理保証をキャンセルされた場合に「1.(保証の対象とならない場合)」に該当する場合の一における技術費用等。

13) お客様のご都合により修理保証をキャンセルされた場合に「1.(保証の対象とならない場合)」に該当する場合の一における費用等。

13.(秘密保持)

1) お客様及びサービス提供者は、本保証の提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたものの(以下「秘密情報」といいます)に於ては、本保証の提供期間中のみのうちその他の情報(以下「機密情報」といいます)に該当する場合に、機密情報を保護するための措置をとります。

2) 上記1)にかかるわざは、次の各号で該当する情報については、機密情報をとして扱わないものとします。

① 一般に入手できる情報。

② 知得範囲内に既に保有している情報。

③ 第三者からの秘密保持義務をうなぎく保有している情報。

④ 相手方の秘密情報として扱っている情報。

3) サービス提供者は、機密情報を保護するための措置をとります。

4) 本保証が開示する場合に、本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

5) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

6) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

7) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

8) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

9) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

10) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

11) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

12) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

13) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

14) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

15) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

16) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

17) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

18) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

19) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

20) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

21) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

22) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

23) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

24) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

25) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

26) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

27) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

28) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

29) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

30) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。

31) 本保証の開示する機密情報を保護するための措置をとります。